

| | |
|------------|---|
| 件名 | 障がい者が看護師や保健師として働ける職場について |
| 受付日 | 令和元年 11 月 11 日 |
| ご意見・ご提案の概要 | 障がい者が看護師や保健師として働ける職場がほとんどないように感じる。障がい者が働ける職場を増やしてほしい。 |
| 県の考え方 | <p>看護師や保健師は、法令上、障がいの状況によって、免許を取得し、就業することが困難な場合があります。</p> <p>県では、「障がい者雇用支援センター」を設置し、障がいのある方を雇用する企業等の拡大や雇用するにあたって企業等が抱える課題を解決するため、アドバイスや提案を行い、就労の場の拡大に努めております。</p> <p>また、企業経営者等を対象にしたセミナーの開催や、障がいのある方が職場に適応できるよう支援する人材の養成研修も実施しております。</p> |
| 担当課 | 健康福祉部 医療福祉連携推進課 商工労働部 労働雇用課 障がい者就労支援室 |